

加美郡保健医療福祉行政事務組合人事行政の運営等の状況

加美郡保健医療福祉行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和7年度における組合職員の任免、給与、勤務状況等についてお知らせします。

① 職員の任免及び職員数に関する状況

● 採用試験の実施状況(令和7年度中)

区 分	申込者数	受験者数(A)	合格者数(B)	競争率(A/B)
医療技術職	2 人	2 人	2 人	1.0 倍
看護師	4 人	4 人	4 人	1.0 倍
計	6 人	6 人	6 人	1.0 倍

● 任免の状況(令和7年度中)

採用の状況()内は再任用職員数

区 分	採用の状況	退職者の状況				
		定年退職	勸奨退職	普通退職	勤務延長による退職	計
一般行政職	2(1) 人	人	人	2 人	人	2 人
医 師	2 人	人	人	人	人	0 人
看護師・保健師	7(5) 人	人	人	4 人	人	4 人
医療技術職	2 人	人	人	人	人	0 人
福祉職	0 人	人	人	人	人	0 人
労務職	1(1) 人	人	人	人	人	0 人
計	14 人	0 人	0 人	6 人	0 人	6 人

再任用職員とは、定年退職者等のうちあらためて、任期を定めて採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員です。

● 職員の派遣の状況(令和8年4月1日現在)

加美町から	3 人
色麻町から	3 人

● 職員数の状況(各年4月1日現在)

区 分		組 合 事 務 局	老 人 保 健 施 設	病 院	計
一般行政職	令和7 年	6(1) 人	6 人	9 人	21 人
	令和8 年	6(1) 人	5 人	8 人	19 人
	比較	0 人	-1 人	-1 人	-2 人
医 師	令和7 年	人	人	6 人	6 人
	令和8 年	人	人	6 人	6 人
	比較	0 人	0 人	0 人	0 人
看護師・保健師	令和7 年	人	8(2) 人	49(3) 人	57 人
	令和8 年	人	8(1) 人	48(2) 人	56 人
	比較	0 人	0 人	-1 人	-1 人
医療技術職	令和7 年	人	7 人	11 人	18 人
	令和8 年	人	7 人	13 人	20 人
	比較	0 人	0 人	2 人	2 人
福祉職	令和7 年	人	17 人	人	17 人
	令和8 年	人	17 人	人	17 人
	比較	0 人	0 人	0 人	0 人
労務職	令和7 年	人	0 人	2(1) 人	2 人
	令和8 年	人	0 人	1 人	1 人
	比較	0 人	0 人	0 人	-1 人
計	令和7 年	6 人	38 人	77 人	121 人
	令和8 年	6 人	37 人	76 人	119 人
	比較	0 人	-1 人	-1 人	-2 人

※兼務職員については、主となる部門に計上しています。

※()内は再任用職員数

※会計年度任用職員については、除いています。

② 職員の給与の状況

● 人件費の状況(会計別令和7年度決算)

区 分	歳出総額	人件費	人件費率	前年度の人件費率
一般会計	1,075,214 千円	41,118 千円	3.8 %	4.7 %
加美老人保健施設事業会計	548,115 千円	219,259 千円	40.0 %	39.1 %
公立加美病院事業会計	1,471,828 千円	564,538 千円	38.4 %	39.0 %

※人件費には、職員給与・退職手当組合負担金が含まれます。

● 職員給与費の状況(会計別令和7年度決算)

区 分	職員数(A)	給与費				
		給与費				一人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉	計(B)	
一般会計	6 人	25,496 千円	4,768 千円	10,591 千円	40,855 千円	6,809 千円
加美老人保健施設事業会計	37 人	137,659 千円	26,363 千円	55,535 千円	219,557 千円	5,934 千円
公立加美病院事業会計	82 人	336,315 千円	111,537 千円	122,461 千円	570,313 千円	6,955 千円

※職員手当には、退職手当組合負担金は含まれません。

● 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和8年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	47.6 歳	336,684 円	360,095 円
技能労務職	49.1 歳	271,900 円	271,900 円
医療職(一)(医師)	53.5 歳	556,000 円	1,034,380 円
医療職(二)(薬剤師・栄養士等)	44.3 歳	322,222 円	344,961 円
医療職(三)(看護師)	46.9 歳	315,973 円	327,511 円
福祉職(介護福祉士)	43.9 歳	306,869 円	325,650 円

※1 「平均給料月額」とは、令和8年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額であり、給料の調整額が含まれたものです。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる諸手当(特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当を除く)が含まれたものです。

● 職員の初任給の状況(令和8年4月1日現在)

区 分		加美郡保健医療福祉行政事務組合	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	232,000 円	232,000 円
	高校卒	200,300 円	200,300 円

● 職員の期末・勤勉手当の状況

加美郡保健医療福祉行政事務組合	国
一人当たりの平均支給額(令和7年度) 期末手当 837 千円 勤勉手当 671 千円	
(令和7年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 勤勉手当 2.125 月分	(令和7年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 勤勉手当 2.125 月分
(役職加算の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(役職加算の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

● 退職手当の状況(令和8年4月1日現在)

区 分		加美郡保健医療福祉行政事務組合		国	
		自己都合退職	勧奨・定年退職	自己都合退職	勧奨・定年退職
支給率	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		定年前早期退職特例措置(3～45%加算)	
1人当たり平均支給額		4,252 千円		－ 千円	

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種にかかる職員に支給された平均額です。

● 時間外勤務手当

令和7年度	支給総額	14,755,576 円
	職員1人当たりの支給年額	118,045 円
令和6年度	支給総額	13,202,018 円
	職員1人当たりの支給年額	100,015 円

● その他職員手当の状況(令和8年4月1日現在)

区 分	対象職員	内 容	支給月額
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	・子 ・その他扶養親族 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、1人つき5,000円加算	13,000 円 6,500 円
住居手当	借家、借間に住居している職員	・家賃月額 16,000円～27,000円の場合 家賃－16,000円 ・家賃月額 27,000円超の場合 (家賃－27,000円) × 1/2 + 11,000円	限度額 28,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員	・交通機関利用の場合限度額 ・自家用車使用の場合距離に応じ	55,000 円 2,000 ～ 38,700 円
特殊勤務手当	医師 医師 看護師 看護補助員・介護職員 待機制をとる職員	・研究手当 ・地域活動手当 ・夜間看護手当(1回) ・夜間介護手当(1回) ・待機手当(1回)	100,000 円 175,000 円 7,300 円 6,200 円 1,000 円

● 特別職・議員の報酬の状況

区 分	報酬額	期末手当
管理者	年 額 105,000 円	な し
副管理者	年 額 72,000 円	
監査委員	日 額 16,500 円	
議 長	年 額 72,000 円	
副議長	年 額 67,000 円	
議 員	年 額 62,000 円	

③ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

● 勤務時間の状況(標準的なもの)

正規の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
1週間当たり38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	1時間	土曜日及び 日曜日

※病院、老人保健施設では上記と異なる勤務形態の場合があります。

● 年次有給休暇の状況(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができます。

付与総日数(繰越し含む)	総使用日数	対象職員数	一人当たり平均使用日数
4,382 日	1,001 日	119 人	8.41 日

● 特別休暇等の状況

区 分	内 容
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇:6月から10月までの間の4日間 忌引休暇:親族の区分に応じ、1日から10日の範囲内 結婚休暇:連続する7日以内 出生サポート休暇:1年において5日以内(体外受精等の不妊治療に係るものである場合にあっては、10日以内) 妻の出産休暇:2日以内で必要と認められる期間 育児時間(満1歳未満の子の育児):1日1時間又は1日2回各30分以内 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護休暇:1年につき5日以内で必要と認められる期間
介護休暇	2週間以上にわたり親族を介護しなければならないとき、6月を限度として必要な期間(無給)

● 育児休業の状況(令和7年度承認)

子が3歳に達する日まで、職員の請求に基づき任命権者が承認した期間

区 分	男 性	女 性
育児休業の承認件数	0 件	4 件
育児休業期間延長の承認件数	0 件	1 件

④ 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和7年度)

- 分限処分とは、公務能率の維持を目的にした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、職務に必要な確性を欠く場合等の際に、職員に対して行われる処分です。
- 懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的にした制裁的な処分です。

区 分	処分の内容
分限処分	該当はありませんでした。
懲戒処分	該当はありませんでした。

⑤ 職員のサービスの状況(令和7年度)

- 地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないとされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には様々な義務や制限が課せられています。

令和7年中における含む義務違反により処罰された事件はありませんでした。

⑥ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

- 研修に関すること(令和7年度)

研修名	期 間	受講者数	研修先	備 考
階層 監督者研修Ⅰ	4 日間	1 人	宮城県市町村職員研修所	

上記のほか、医療、看護・介護などの専門分野の研修にも積極的に参加また、職場内研修を行いました。

- 勤務成績の評定に関すること(令和7年度)

区 分	勤務評定の概要
定期評定	毎年1回定期に能力評価、業績評価を医師及び非常勤職員を除く職員について実施
評定項目	能力評価、業績評価
評定活用	任免、昇給、勤勉手当、人材育成

⑦ 職員の福祉及び利益の保護の状況

- 職員の福利厚生に関すること
地方公共団体は、地方公務員法により、職員の保健、元気回復その他厚生の計画を樹立し、実施することが義務づけられています。

・ 職員の保健等(令和7年度) 対象職員数 172 人

職員健康診断		人間ドック		腰椎検査	
対象者	全職員	対象者	30歳以上	対象者	全職員
受診者数	52 人	受診者数	116 人	受診者数	18 人
インフルエンザ予防接種					
対象者	全職員				
受診者数	163 人				

- ・ その他厚生
職員互助会主催による歓迎会、忘年会等を実施していますが、それらの経費は互助会会員の会費のみであり加美郡保健医療福祉行政事務組合からの公費による助成金等はありません。

- 公務災害補償の状況

職員が公務上又は通勤による災害をうけた場合は、地方公務員災害補償法に基づきその補償を受けることができます。

申 請	2 件
認 定	2 件

⑧ 宮城県人事委員会からの報告

当組合では公平委員会の業務を宮城県人事委員会に委託しております。宮城県人事委員会では地方公務員法第58条の2第2項の規定に基づき組合管理者に対して業務の報告を行うことになっております。報告を受けた組合管理者は公表しなければいけません。

- 職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置

（地方公務員法第8条第2項第1号関係）

件数： 0 件

- 職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する採決、決定

（地方公務員法第8条第2項第2号関係）

件数： 0 件